

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た  
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十一号を、令和八年一月二十  
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十一号

令和八年一月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及  
び最高裁判所裁判官国民審査について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりと  
する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

市 町 村 名	投 票 区 名	投 票 の 期 日
阿 南 市	伊 島 投 票 区	令 和 八 年 一 月 七 日